

S L O C 連携委員会 理事 長谷川利雄

第1次健康日本21は、「健康増進法」（平成14年）により、法的に整備されました。健康増進法は、健康維持を国民の責務とし、国及び地方公共団体にも協力義務を課しました。

さらに、平成24年には第2次健康日本21が答申され、初めてロコモティブシンドローム（以下ロコモ）の認知度の向上の目標（17.3から80.0%）が掲げられました。

ロコモの認知度の向上のための事業については、その専門性の高さから地方公共団体とNPO法人との委託などの協働事業となる可能性が高いと推察され、また、委託先のNPO法人には、ネットワーク性、専門性あるは先駆性などの要件を具備することが求められます。

私たちのSLOCは、まさに、ネットや全国JCOA会員などによるネットワーク性、専門性あるは先駆性などの要件を具備する法人です。

JCOA会員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げる次第です。